

# 賀茂縣主だより

所人主会  
行法縣族  
団茂族  
財賀同  
発賀同

「系図展観」お知らせ  
七月二十九日(日) 上賀茂神社(勸使殿)に於て系図の曝涼を兼て一般公開を実施します。(雨天中止)



競馬会神事  
左右念人を先頭に催奉行、後見、乗尻等が一の鳥居から二の鳥居を経て社頭に参進する図。このあと本殿前にて乗尻の奉幣の儀がある。

## 葵祭に参拝して思うこと

(在実千年祭に向け賀茂氏の歴史を考えよう)

理事長 西池 成晃

ならの小川のみそぎ神事も終り今年も早や後半に入りしました。

梅雨はまだ明けず不順な毎日ですが同族の皆様におかせられましてはご健勝でお過しのことと拝察申し上げます。

四月、五月に賀茂社で斉行されました各神事への同族会からのご奉仕も無事終り真にご同慶に存じます。

ご奉仕をいただいたご本人をはじめご家族さらには直接間接のお世話いただいた同族各位に対し改めてお礼を申し上げます。

また平成十二年度の当会への助成金につきましては一九六名の多数の同族の方々からご賛同を得ましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

本年度につきましても亦一層多数の方々のご協力を賜りますことを伏してお願ひ申し上げます。

五月の葵祭には賀茂社から招かれ諸団体の代表と共に同族会を代表して個別拝礼をして参りました。

僭越とは存じながらも、賀茂大神のご神威が益々盛んならんこと、また同族の結束が一層強まりそれにより同族会が永久に繁栄しますことを祈願して参りました。

葵祭におきましても今年からは社頭の儀に少し変化がみられましたし、また配られた新しい葵祭の抄録にも旧抄録に比べ内容が一新された感じがいたしました。その中でとりわけ「賀茂社由緒」や「賀茂祭起源」の項には、「賀茂氏」や「建角身命」の文字が見当たらない全く新しいものでした。抄録の上から消え去ることにつき淋しく思いますとともに驚きと世のうつろいを感じた一人であります。

かつて奈良の地にあり古代に栄えた或る名族も何故か「笛吹童子」としてのみ暫時その名をとどめ、やがては歴史の表舞台から消え去ったと言われる例もあります。

それに比べ我々は先人のご努力の賜ものである財団法人があり、また重文系図を所蔵します。その中で各種の活動ができるのであります。

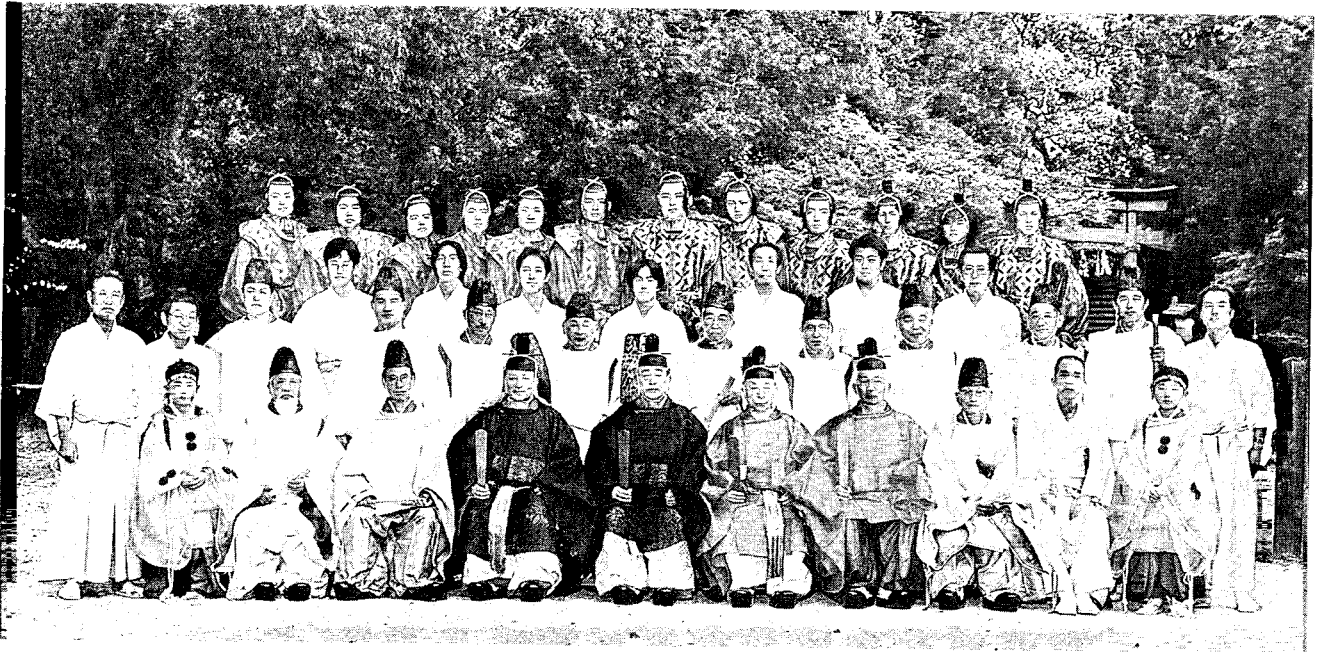
また数年後には賀茂氏中興の祖である在実卿の千年祭を迎えようとしています。

我々はこれを機に賀茂氏の起源に深く思いをいたし、その業績を辿り検討や考察を加えその成果を同族会としてまとめ世に問う必要があるように思います。

幸いなことに現在同族会内に考えるカモ史を標榜する「賀茂歴史勉強チーム」が存在し毎月一回「賀茂注進雑記」を輪読し討論を重ねております。多数の同族の方々のご参加をお待ちするとともに遠隔の地でも同様の活動がなされることを希望いたします。

また一方会務の方ではこれらの諸活動がやりやすくなるようにルール作りに注力をいたしているところであります。

では皆様のご活躍とご健勝を祈ります。



平成十三年五月五日

### 競馬会神事奉仕者

(敬称略)

#### 第四列目

右方乘尻 (岡本征晃)

右方乘尻 (藤木竜直)

右方乘尻 (浦野和清)

右方乘尻 (山本浩矢)

右方乘尻 (山本智也)

右方乘尻 (西池成清)

左方乘尻 (浦野邦洋)

左方乘尻 (市 法明)

左方乘尻 (関目季亮)

左方乘尻 (山本宗尚)

左方乘尻 (藤木大直)

左方乘尻 (市 聡顕)

#### 第三列目

催方 (岡本清信)

催方 (岡本清虎)

催方 (岡本清信)

催方 (岡本清虎)

催方 (岡本正和)

催方 (岡本雅仁)

催方 (岡本氏和)

催方 (山本義浩)

催方 (山本雅浩)

#### 第二列目

催方 (堀内義晃)

右方肝煎 (山本正信)

右方催方 (岡本 修)

頓宮預 (梅辻 諄)

右方後見 (岡本清仁)

右方後見 (浦野邦夫)

左方後見 (戸田保輝)

左方後見 (市 忠顕)

左方催方 (堀川 潤)

左方肝煎 (山本浩久)

催方 (山本紀博)

催方 (藤木典直)

#### 第一列目

扶 持 (堀内保大)

催 方 (藤木正直)

所司代 (市 和顕)

陰陽代 (松田一雄)

右方念人 (堀内保丸)

神 主 (建内宮司)

左方念人 (藤木 茂)

催奉行 (北大路元顕)

目 代 (太田重明)

扶 持 (山本信吾)

在實一千年祭に向けての投稿(其七)

岡本光子(京都市北区上賀茂)

明治四十年四月二十八日

中祖在實君 九百年薦事報告書より

五十二首の内の五首

#### 献備之歌

#### 对花言志

従七位 亀井満成

咲匂ふ 花のさかりは白雲の  
とほきむかしをしのお春かな

従七位 尾崎栄夫

御生野のしはふの櫻ものいは  
そのかみ山のこことや とはまし

幡山教圓

山さくらちらてあるべき物ならば  
世にめてはやす 人やなからむ

小野権右衛門不爭

豊なる 御代の恵みとおもふかな  
花のうたけも 賑にけり

不破 崑

神垣の 花の木かけに思ふかな  
千歳も近くなりしむかしを

寄稿

## 維新後の我が家と現在の私

東京在住 西池 氏裕

東京に住むようになって四代目だから私は一応江戸っ子である。

曾祖父に武氏という人物がいる。明治に京都から江戸に移り住んだと聞く。いったいどんな気持ちで移住したのやら。「いよいよ新しい国造りをするぞ」と、青雲の志や建国の意気に燃えていたのか、「どうも京都では食いあぶれ

そうだな、しょうがないから天子様の引越し先に付いていくか」と、ぼやきながらだったか、今は想像することしかできない。いずれにしろ明治維新が我が家を含め日本人の生活基盤を大きく変えたことには違いがない。我が家が父祖の地を離れて一世紀半、私自身も江戸っ子と自称することに相成っているわけである。

先ほど一応江戸っ子と書いた。少年時代から学生時代にかけて東京で暮らしてはいたが、実は私の出生地は大阪である。技術者であった父の勤務先である大阪で生まれた。技術者というのは昔ならさしずめ職人ということだろ

う。昔の職人なら転勤などない。しかし現代の技術者の多くはサラリーマンなので、なかなか一カ所の土地に定着できないことがある。

私は昔から京都に一度は住みたいと思っている。少年のころは自分が賀茂県主の末裔であるという強い認識はなかったが、京都が好きだった。もともと民俗学に惹かれていた事もあるが、京都の歳時の行事がたまらなく魅力的なものに思え、学生時代に何度も訪れたものである。一度は是非京都に住みたいと思ったことである。

だが、なぜか私も父と同じようにサラリーマンの技術者を選んでしまったので、同じ土地に定着する機会が少なく日本中を転々としてきた。そして、そろそろ定年の声も聞こえ、安住の地でもみつめようかという五〇代半ばになってしまった。ところが、無謀というか、このころ流行のベンチャービジネスを経営することとなってしまい、北海道やら東京やら日本中をいつたりきたりすることとなった。

ベンチャービジネスといってもビジネスモデルや、コンピュータソフトを扱っているわけではない。このころ市場で使われるようになった、熱電素

子という、熱流を電気にあるいは電流を熱の移動に変換することができる半導体を開発したり製造販売したりしている。簡単にいえば、熱流を電気に変えるという事は、温泉や、雪の温度差を利用して発電ができるということだし、電流で熱の移動ができるということでは、地球環境を破壊する代替フロンを使わないで冷蔵庫ができるということである。だから会社の名前もエコロジーとエコノミーをかけてエコ・トウエンティワンと称している。また熱電素子半導体は温度制御が厳密にできることから、IT革命のインフラである光通信技術には不可欠なデバイスになるといわれている。私はこの熱電素子技術を通していわゆる新しい物造り技術、新産業の創生に携わっているつもりである。

さて、さきほど述べた、我が家の近世の移動は、やはり時代の流れの影響を大きく受けている。日本人が国内移動を大量に始めたのは明治維新からだろう。一世紀半たつ。そして第二次大戦後の高度成長期には、また大きな変化があった。新たな故里が崩壊する規模に達する農村から都市への集中や、新たに都市に出現する工場の進出が人

間の移動を促進した。近世以降このような大規模な人口移動が起きているのは産業の変化のせいだ、ということは疑いが無い。また産業構造の変化は技術の発展によって引き起こされることも今日では常識となっている。ということは今進行中の、IT革命が通信インフラ、物造りの構造変化によって産業変化をもたらし、また社会の生活様式に大きく影響を与えていくことは確実であろう。できうればこういう社会の変化に私は物造りを通して前向きにかかわりたいと思っている。同族会の若い方々が一人でも多く物造りに興味をもっていただければと願っている。

ということ、京都に住むという夢はまだなかなか果たせそうもない。

## “家系図提出のお願い”

昨年十月祖先祭時に全会員の方に家系図の提出をお願いしましたが、本年六月二〇日現在会員約四一〇名のうち未提出件数が約一〇〇件で提出件数割合は七十六%であります。

平成版「知新録」(仮称)完成に向けて会員皆様の更なるご協力をお願い致します。

系図名簿チーム

寄稿

上賀茂神社と私

大阪在住 花柳 芳之丞

長かった母の“人生”を継承して、特に上賀茂神社とのご縁は深いですね。私の本名は山本伸次、職業は日本舞踊師匠です。

「賀茂県主系図凡例」「賀茂県主同族会員名簿」等の片隅に掲載させて頂いております。

確か十六流のなかの「保之一流」として、はや千二十年の歴史が……。

私の代で二十九代目とか、系図、その他の資料から伝え聞かされております。まことに光栄と存じて居ります。

先祖のお墓も京都にありましたが今は自宅（大阪）に近い奈良の富雄に再建立いたしました。

五代前の巻物等は家宝として戦争中（第二次世界大戦）は戦災の難からのがれる為、田舎へ疎開させる等苦労いたしました。先般の阪神淡路大震災に見舞われ、芦屋の吾家と共に一瞬のうちに灰となり残念であり、一番の心残りでもあります。

第8号 明治時代の養母は京都から大阪の船場に嫁ぎ（のちに山本家に戻る）、祖

母が大炊御門幾鷹さんのご生母であります。その名門さもあって当時のモル

ガンお雪さんも養母の親友として名を残したとか聞いております。

昭和の初め私は実母との縁で山本家へ養子にまいりましたが養母とは実母以上にウマが合い本日に今日あるは亡き母のおかげと感謝しております。

長女と毎月お墓詣りを致しますがその際には上賀茂神社に向い手を合わせる昨今でございます。

寄稿

賀茂雑感

京都在住 芝 常清

同族会の皆様には、お変りなくお越しの事と存じます。

私達は由緒ある先祖を頂き、平成六年には上賀茂神社が世界遺産として認められ世界に知られる事になりました。

諸先輩の方々が苦勞をして築いてこられて、同族会として私達にも参加出来る様に努力をして頂きました事に對して心より感謝して居るしです。

過去を振り返れば若い時は関心がなく年令を重ねて何十年にもなりますが、今でも心を開いて話合う事が出来ない

のです。けれど参加する事に依って皆様と少しづつ話合う事が出来る様になり喜んでおります。

今の世相では高年令化になって来ていますが若い方が参加されて由緒ある先祖を私共老人と一緒に前向きで進んで行きたいと思ひます。

私の墓地の近くに「清之一流」のお墓が多数あります。

私も同じ「清之一流」ですけれどどうした事かと思つております。

墓地に来たけれど心を切替えて掃除させてもらつております先祖の方もさぞお喜びかと思ひ何んだか嬉しい気持ちになつて来ます。

帰り際に墓地の外に出るまでに足音がする様な気がしますので後を振り返るとどなたもおられないので、不思議な事です。でも先祖の方が見送つて下さるやないかと私は心より掃除をさせてもらった事が何より嬉しいのです。

これからは身体に気を付けながら、同族会に参加出来る喜びを自分の誇りとして皆様方と共に歩んで行きたいと思ひます。

なんだかわからない文面になりました。たことをお許し下さい。

葵歌壇

冷泉家玉緒会所属

上賀茂 北大路 和子  
早 蕨

幼子のこぶしの如き愛らしさ  
手折るに惜しき谷の早蕨

藤

産土の奈良の小川に影やどし  
むらさき匂ふ藤波の花

春日なる宮のかざしと藤の花  
ゆかりの色に風に揺れつつ

時鳥

さみだれに声もしめりて時鳥  
青葉のかげにその身かくして

露

うつし身の涯を思へば果なくも  
風にこぼるる萩の白露

上賀茂 岡本 光子

夏の賀茂川

荒雨に オオサンショウウオ御降臨  
賀茂川下り 三条河原

## 寄稿

## 「位記」を読み解く

京都在住 藤木 文雄

## 1 はじめに

私共賀茂社家の多くに明治維新迄の先祖累代の位記が伝存していると思われる。位記は、時の朝廷が発行した辞令書である。琉球史の高名な研究者は、古の琉球王国の地の名家に残る首里王府発行の辞令書に着目してその考証を進める中で重要な史実を発掘し、史料の乏しい古琉球の政治制度を説明された。一枚の位記は僅か四行の文字しかないが、これをよすがとして先祖たちの姿の一端を伺うこととした。

## 2 口宣案

## ① 徐目と叙位

元来朝廷の出す辞令は、官位則ち、官職と位階を授ける命令である。従つて、辞令は任官と叙位の二つに分類される。これらは、養老律令公式令で厳格な手続きと様式が定められていた。任官のことを除目といひ、その辞令には除書を用い、叙位は位記を以つてした。合わせて叙任という。

さらに、中世に入つて、律令の官職

以外に、幕府、荘園領主、寺社等で、地頭、荘官、名主や、政所、寺社内の諸職を補任することが多くなつてきた。その際の辞令が補任状である。

公式令に定める文書の発行は手続きが煩雑であり、また、院政期になると任命権は天皇から上皇、法皇に実質的に移転してその間の連絡、伝達は複雑を極める。そこで、通常の場合は任官に当つて除書、位記の発給を省き、その代用とされたのが口宣案である。

後世これも位記と通称した。家々に残る位記の殆どは口宣案の形の物である。

## ② 口宣案

勅旨は本来口頭によつて蔵人から上卿に伝えられるのであつたが、正確を期するため蔵人がその事項を書き記した紙を用意し必要に応じて渡していたのが慣例化したのである。口頭によるのが正式であるため、それを書き留めたものは控と考へられたので口宣「案」と呼ばれたのである。政務一般に用いたが原本の伝わるものは少なく、性格上叙任に関するものが多く残つた。

賀茂社の場合は補任の場合も勅任が通常であるため、これも口宣案に含め

る。即ち、賀茂の場合、口宣案は叙位、

任官、補任の三種の辞令すべてに用いられた。料紙は宿紙を用いる。折畳んで奉書紙に包む。一般に文書はその別によつて料紙が決つてゐる。例えば、伊勢神宮への宣命は縹色を、賀茂社へは紅色を用いる。宿紙とは反故を漉き直した紙で墨を含んで灰色である。

## 3 口宣案の発行手続

① 形式上決裁者天皇または上皇（代理摂政・関白）の仰せ、勅旨による。

② 蔵人の奉勅伝宣 嵯峨天皇の弘仁年間、令外官として蔵人所が設置され、はじめは殿内の書籍の校合などに當つていたのが次第に機密の文書や訴訟をも掌り、常に宮中において御側の用を勤め「詔勅を伝宣することにも関係した。遂には禁中一切の事を総掌する官となつた。長の別当は左大臣を當て次官は頭といひ、四位の殿上人二名、下に五位（三名）、六位（四人）の蔵人がいた。口宣はこの蔵人が天皇の仰せを書き記した文書。天子の意を女房が蔵人につたえることもあつてこれを女房奉書という。初行に某年月日宣旨、次に天皇の仰せ勅旨、末行に蔵人が署

名し奉字を記す。蔵人頭、蔵人を指し職事ともいう。本来律令官人の主体を構成する現職官人一般の称であつた。

③ 上卿 叙任に関わる口宣案には年月日の右肩に小さく上卿の官名が書かれてゐる。これを銘という。上卿は太政官の行う諸公事を上首として指揮する公卿。年中恒例、臨時の政事、神事、仏事など大小多数の公事ごとに上卿が定められ、準備、執行、跡始末に至るすべてを指揮奉行する。口宣案は蔵人から銘に記した上卿に渡り太政官文書として宣下される。架蔵のものでは大納言、中納言の名が記されてゐる。

## ④ 伝奏、賀茂社職制、幕府

以上が一枚の公文書、口宣案に関わる表面に出た手続きと官職の一切である。人事の常として、辞令を書いて発給する人事部が現代でも形式上の役割なのと昔も変りがなく人事権の実質上の所在は別にある。その一つが惣官としての神主を頂点とし二十一名の祠官らで構成する賀茂一社職制である。祭事、財政、社領、社家などを掌理して

いたのだがその詳細については別に譲る。次に注目すべき存在は賀茂伝奏であ

る。伝奏は上皇・天皇に近侍して奏聞・伝宣のことにあたる朝廷の官で平安末期から江戸時代を通じて設置された。武家伝奏、寺社伝奏、などが置かれたが両賀茂社については専門の賀茂伝奏がこれにあたった。

室町末期の賀茂伝奏甘露寺親長卿記は貴重な記録である。架蔵の口宣には

上卿の「銘」に伝奏の銘も並記されているものがある。江戸幕府の諸社禰宜神主法度で全国の神官は吉田家の配下とされたが「社家の位階、前々より伝奏を以つて昇進を遂ぐる輩はその通りなるべし」(同二条)とされ、例外的

に従前通り賀茂伝奏があたる事が認められた。しかしそれに幕府の寺社奉行が優位に立つことは言うまでもない。

以上に見るように口宣案一枚にいかにも多くの機関が関与したか、その繁文縟礼は驚くばかりである。

口宣の宣下の場合が宮中、伝奏屋敷、賀茂社、社家屋敷のいずれであったのかは詳らかにしない。後考にゆだねたい。

#### 4 記事の内容

前記の通り記事の内容は年月日、宛名、事項、奉事者(職事・藏人)の四項

目と簡略である。銘は主たる内容ではないが太政官としての宣下の当事者として重要で、いわば辞令の交付者である。

①年月日 叙位、任官は古来年中行事として一定の日の定めがあつた。

即ち、叙位は正月五・六の両日に、次いで、正月十一・十三日の三日間縣召の除目で国司等京外の官を任ずる。

京官の除目は司召の除目として秋にある。ただ、架蔵の口宣を見ると十二月暮が最も多く、次いで三月末から四月上旬、たまに七、八月も見えて、しかも叙位、任官、補任による日の別はみられない。古の年中行事の定めとは特別の関係はなさそうである。

②宛名 現在の官位に続いて氏姓賀茂県主と名を記す。氏の名は平安初期迄は下・上をとわず鴨・賀茂を交えて用いたが、やがて上が賀茂、下が鴨と書き分けるようになった。名は氏之流以下十六流の各流固有の行系字を踏む諱である。

③事項 発令事項で、いわば正文にあたる。叙位、任官、補任によつて表現が異なる。

叙位 頭に叙と書き次いで就くべき位階を書く。賀茂社家では初任は従五位

下にはじまり(叙位)逐次昇進する。

極官は「七家」で正三位(下階)、「氏人」の場合は正四位上までである。従三位の始まりは鎌倉初期の神主氏久以来である。四位までは正、従にそれぞれ上、下があり四段階である。

任官 賀茂社家は概ね国司の称を得る。

例えば伊予守、上野介等である。守護、地頭の設置以来国府の支配が無力化してからは実体支配のない形式的な称号である。初任は単に任と表すが他の国司に転じる場合は遷任と記す。

官職と位階の高低が揃っているのを官位相当という。位階よりも官職が低い場合は正四位上行賀茂別雷社神主のように記す。位階だけあつて官職に任じられない場合は散位と表す。叙・任

いずれも賀茂社の場合「往来田」の制約で百六十一戸と限られる。

補任 社職に補する場合に記す。本社神主を筆頭に氏神社祝にいたる二十職がある。初任は為と書き、移る場合は転と記す。七家、氏人とも次第転補のルールがある。

④奉者名 藏人(職事)の官職と姓名を記すが、職名が長い場合が多いので

一字ごと二字を重ねて書く独特の表し方をする。名の右下に奉と記す。賀茂は左右の弁官が通例であつた。

注)系図と位記 各人が戴いた叙位の概略は賀茂県主系図の名に尻付として付記されて今に残る。

#### 5 むすび

このように、位記はそれを頂戴した人々の哀歎を伴いながら、大化の時代に賀茂社祝の鴨県主久治良が六位相当の大山下の位に叙せられて以来約千二百三十年にわたつて連綿と続いてきたが、明治維新の版籍奉還、国家神道化政策に沿つて明治四年社領は上知となり、神職世襲制度止で、位階も返上することとなつて今日に及んでいる。時には文明一社焼亡・社

家氏人争乱、享保年間社家流罪などの内部抗争を生んだがこれも元は人事をめぐる事柄が発端であつた。しかし当時の社家中の英知で克服してきた。琉球史の權威が試みたように辞令書を縦横に検索・校合して新しい史実を発掘することもあるいは可能かもしれない。一枚の口宣の背後にある先祖の人生模様を読取ることも一つの供養であらう。小稿がその契機

になれば幸いである。(了)

# 葵祭の思い出

滋賀在住 堀川 潤

あれは、いつのことだったのだろうか。もう四十年以上も前のことだったと思う。

父に連れられ、御所の近くで葵祭を見た記憶がある。美しく飾られた御所車や馬上のりりしい平安人が思い出の中では、モノクロームの情景として記憶されている。ただ、その記憶は断片的で、心もとないが、装飾を施された御所車の美しさと着物姿の女性の白い顔だけが強い印象として残っている。

父に連れられて見た祭りが、何才の頃だったのかはつきりしないが、父はその数年後、私が八才の時に世を去った。幼くして父を亡くした私は、家が上賀茂になかったこともあり家系のごとも同族のごとも、何も知らぬままに育った。

大学を終える頃、ふとしたきっかけで当時神社の禰宜でいらした藤木保治さんと知り合ったのが、競馬や同族会と関りをもつことになるきっかけであった。三十歳を過ぎてからの乗厩としては遅いデビューであった私は、技術的には上手とはいえない乗馬であったが、

十数年乗厩として奉仕させていただいたのは、人の少なかつた時代であったこそであり、今のように乗厩が切磋琢磨している時では、到底乗せてはいただけなかつたであろう。

葵祭にも、先駆、馬寮使、検非違使尉、そして今年には山城使の大役をいただきご奉仕させていただいた。参加するたびに、この雅びで、厳かで、壮大な祭りに魅せられていく。

幼い頃、父に手を引かれて見た葵祭。その時、とてつもなく大きく見えた馬上の人に、後年自分がなろうとは思ってもよらぬことであつた。沿道の父と子の姿を見るといつい過去自分と重ね合わせられる。その子たちも数十年後に自分の子供の手を引き、祭りを見物しているのだろうか……。

私の葵祭の原風景は、父の大きな手の温もりとともに思い出されるモノクロームの世界である。

## 会 務 報 告

副理事長 北大路 元顯

◎第二十三回理事会（出席十名）

平成十三年二月二十五日開催

一、十三年度事業計画及予算の件  
(一)十三年度事業計画につき、北大路副

理事長より、例年の年間主要事業である系図曝涼（七月二十九日予定）、神事奉仕、祖先祭（十月二十八日予定）

等について説明と共に特に次の諸事業

等についての発言があつた。  
イ、平成十二年十月祖先祭時に発表された家系図（「賀茂県主同族知新録」

昭和三十九年刊の追補改定版）の作成

につき、会員全員からの提出をお願い

しているも、二月中旬時点での提出は

一七〇名のみであり、今後提出方の督促、事務局側の作業を勧案すると相

当な難事業であり、役員全員の協力が

必要であること。  
ロ、中祖在実卿千年祭（平成十九年）

が到来するが、今年度中に具体的な斉

行要領の骨格を決めたいこと。  
ハ、競馬会神事伝承事業については、

「競馬会儀式次第」の見直し作業が中

断しており、早急に再開したいこと。

二、歴史勉強会は平成十三年八月に発

足し、「賀茂県主進進雑記」を史料とし

月一回のペースで輪読を行っている

こと。

ホ、地域活動については関東グループ

に次いで阪神グループを計りたいこと。

以上のほか、寄附行為の細則の整備及

び情報化システムの構築については、

ホームページ及びEメールの開設につ

いて調査研究すること。等が討議され

た。

(二)十三年度一般会計予算につき、関目

常務理事より、十二年度予算の実績及

び執行見込みの説明があり、特に広報

費（賀茂県主だより）歴史勉強会、情

(イ)低金利が続いている昨今基金を増額してもその果実は微々たるものである。  
 (ロ)家系図作成、在実卿千年祭、その他諸経費を考えると今回の増額は見送るべし。

等の意見が出され討議の結果、一〇〇万円増額は見送る事となった。

三、同族会新規加入申請の件

松田常務理事より八名の加入申請があり、資格要件が満たされている為、加入を承認したい旨説明があり、全員の賛成を得た。

四、報告事項

(一)平成十三年「曲水の宴」(四月八日開催)に本社より童子推薦依頼があり、次の四君を推薦した旨報告された。

- 堀内 保大君(会員堀内邦保氏の子)
- 松田 直也君(「松田一雄氏の孫」)
- 山本 信吾君(「山本裕司氏の子」)

山本 幸大君(「山本浩久氏の子」)  
 (二)家系図提出督促について、未提出者宛三月初旬に葉書による督促状を発送する予定の旨報告された。

◎第二十一回評議員会(出席十七名)

平成十三年二月十八日開催

一、十三年度事業計画及予算の件

例年の三大事業である系図曝涼、神事奉仕、祖先祭を実施すること、十二年十月祖先祭時に着手した「賀茂県主

同族知新録」の追補改訂版作成について

では、現在の家系図の提出状況からみて今年の祖先祭時に概略報告ができるかどうか微妙な段階であり、役員全員の協力が必要であること。又中祖在実卿千年祭(平成十九年)を迎えるに当り諸準備に着手したいこと。

その他、①「競馬会神事」式次第の見直し、②「歴史勉強会」(月一回、現

平成13年役員会  
 下半期開催日程 (於神社)

(1)理事会

- 第25回 平成13年10月21日(日)13:30
- 第26回 平成13年12月9日(日)13:30

(2)評議員会

- 第23回 平成13年10月21日(日)10:00
- 第24回 平成13年12月9日(日)10:00

(3)系図曝涼 平成13年7月29日(日)

(4)祖先祭 平成13年10月28日(日)

(5)合同事務局会議

(時間は何れも13:30)

- 23回 7月22日(日) 24回 8月19日(日)
- 25回 9月16日(日) 26回 10月7日(日)
- 27回 11月11日(日) 28回 12月2日(日)

(注)神社の都合で日程の変更もありますのであらかじめ御承知下さい。

在賀茂注進雑記を輪読の一層の充実、  
 ①「地域活動」として関東グループに次いで阪神グループの立ち上げ、②「情報化調査」は情報システムの構築を目指して着手すること。  
 次いで関目常務理事より、十三年度予算案の説明があり、特に広報費「賀茂県主だより」、情報化調査費、地域活動費、歴史勉強会費等の増額をはかる旨の提案があり全員の賛成を得た。

二、基本財産増額の件

今後中祖在実卿千年祭、知新録(家系図追補改訂版)刊行等の臨時経費が見込まれ、本年を措いて基本財産充実の機会は当分ない、従って十二年度に於て運営資金より一〇〇万円を基本財産に繰り入れ、総額二、二八三万円にしたい旨関目常務より説明があり、全員の賛成を得た。

三、同族会新規加入申請の件

松田常務理事より、別紙資料にもとづき、今回八名の加入申請があり、資格要件が満たされている為、加入を承認したい旨説明があり、全員の賛成を得た。

四、報告事項

(一)家系図未提出会員宛葉書による督促状を三月に発送予定

(二)細則立案の進捗状況について藤木文雄評議員より報告

(三)平成十三年「曲水の宴」(四月八日開催)

に本社より童子四名の推薦依頼があった。

(注)奉仕の童子四名の氏名については第二十三回理事会議事録を参照して下さい。

「編集後記」

◎原稿をアツチへ持って行ったり、コッチへ持って来たり、アーデモナイ、コーデモナイ。素人編集局としては割り付け作業は大変な仕事ですが、今回も会員皆さん方のご協力(投稿)により八頁の広報紙が漸く出来上りホッとして居ります。

◎出来る限り早い時期に家系図を完成させるべく、系図名簿チームの皆さん方は目下奮闘中、家系図未提出の方は早急にご提出下さい。

◎今年も祖先祭が十月二十八日(日)に斉行されます。今年は何家族が参列されるやら……。お互いに旧交を暖め合う場でもあります。多数のご参列をお願い致します。